

第8回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成22年9月10日（金） 9時30分～12時00分

開催場所：高知共済会館3階 会議室

参加者：(委員)

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、中越利茂委員、高村禎二委員、
武田裕忠委員、森永洋司委員、戸田文友委員

(高知県)

臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、

大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）、田所行政管理課長、稲垣総務福利課長

1 議事

(1) 中間報告について

○森永委員より、「中間報告書（素案）」に基づき説明。

○事務局より、金子委員から提出された『高知県森林整備公社経営検討委員会』中間報告書（素案）に対する考え方」及び「別紙（修正案）」の読み上げ、橋本特別委員から提出された「森林公社に対する財政的支援について」の読み上げ。

<主な質疑・意見>

(委員)

公社の森林が不採算林として明らかに査定をされた時点で、その団地の経営分離や契約解除が検討されることは当然だと思う。ただ、契約解除された森林が放置され荒廃森林になることを危惧しており、その森林の管理責任を、持続可能な森林管理としてどう構築して引き継いでいくのか、最終的な答申では触れるべきであると思う。

(委員)

中間報告書（素案）の中に、森林整備公社が行っている事業の公益性に関する記載が見当たらないため、一定の認識を示す必要があると思う。

また、議論は煮詰まってない部分もあるため、例えば、「議論は半ばではあるが、今まで行った検討の中で各委員間の最低限の共通認識となったものを以下に整理し、本委員会の最終報告を待たずして、直ちに実行に移すべき」などの文章を前文に入れた方が良いと思う。

繰上償還による金利軽減は、全額償還すれば効果が高く、財源があれば全部償還したらいいと思う。ただ、財政状態の厳しい高知県においては、特別交付税の範囲内で貸し付けして対応するというような書きぶりの方が、分かり易い。

(委員長)

中間報告はあくまで中間報告であり、検討課題を整理しているという段階のものであるが、有利子負債の繰上償還は早く対応すべきものと考えている。

中間報告書（素案）では基本方針として、5点整理しているが、確定的なものとは考えてない。委員のご意見は、最終的なとりまとめに入るように検討していけばよいと思っている。

中間報告書（素案）については、委員の方々からのご意見を入れて、有利子負債の繰上償還の部分については、金子委員の修正案を採用することということで、事務局に、会議終了までに、文案を作ってもらいたい。

(2)「改革プラン」(10. 公社存続プラン)について

<主な質疑・意見>

(委員)

- ・このプランに対する委員の意見については、非常に時間のかかる作業となるため、時間(期限)の考慮をお願いしたい。
- ・「公益性と経済性の両立」(5ページ)は、「公社は当初から公益性と経済性の実現という二つの目的を持って設立されており、それらを両立させることを求められていた」というように、文章化してもらいたい。
- ・「公社の設立目的」(5ページ)は、制度的な目的以外に、受け皿としての地位が非常に強かったと書かなければいけないと思う。
- ・「皆伐までの～」(28ページ)は、「伐採まで」や「契約伐期」の方が、違和感がない。
- ・「厳格査定」(32ページ)は、中間報告にも記載されており、非常に重要な部分だと思うし、査定の判断基準を議論し、詳細についてはどこかに記載する必要があると思う。
- ・フロー図(31ページ)「査定方法の明確化」は、どこかに項を立てる必要がある。
- ・「経営方針の明確化」(32ページ)は、「採算林に集中投資を行う」(38ページ)に繋がっているとは思いますが、「高知県の森林整備公社は不採算林分については放置する方針を出した」と、皮肉な読み方をされる可能性があり、吟味が必要。
- ・採算林と不採算林の定義は非常に重要であり、経済的な面だけ評価するのか、環境面まで含めて評価するのか、県も含め、委員全員でもう少し検討する必要があると思う。
- ・ランク付けは、あくまで最後の返済時によるランク付けであって、再生産可能という面が重要だと思うが、そうでないランク付けになっていると思う。
- ・「有利子負債の圧縮」(32ページ)は、第一回検討委員会の資料8では、「利子負担の軽減」という文言を使っている。「利子負担の軽減」は、自前での資金調達による高利率借入の償還、県の支援のもとでの繰上償還、債権放棄等のお願い、などに繋がっていくもので、一つ表題になると思う。
- ・「三セク債」(33ページ)は、三セク債自体が、県が支援する繰上償還の一つの方法と理解してるため、項目のランク付けが違うと思う。

(委員)

- ・今後、契約者の世代交代による管理経費の負担が見込まれるため、不採算林の管理を簡素化する、土地所有者に返すことも考える必要があると思う。ただ、公益性がある山を継続的に管理する政策が必要。
- ・「速やかに対応すべき公社改善策」(41ページ)は、できるだけ具体的に書いた方が良い。
- ・業務の外部委託、間伐方法の工夫、分収林管理のデータベース化などにより人件費を削減することができるのではないか。

(委員)

公社でも、J-VER 制度取り組みをして、経営改善につなげてもらいたい。また、今後、新公益法人への移行を検討する際には、公益性のある事業として取り組むことも必要ではないか。

(委員)

「新会計基準に基づく実態開示」(40ページ)は、時価主義会計が万全の物ではないと思っているし、特に森林資産についての粗収益を基にした時価主義会計に、非常に疑問を持っている。例えば、ダムを評価する時に、そんな評価をするのか。山には公益性と経済性があり、公益性と経済性は切り離して、公益性の部分は、県が責任を持って県の費用で行うことが必要。

(事務局)

公益法人の会計基準は、国から時価評価の必要性の指摘を受けている中で、林業の特殊性を考慮した会計基準を検討しているところ。林野庁には一定理解してもらっているが、総務省には、公益性があれば、都道府県が引き取って三セク債を使って整理をした方がいい、というような厳しい意見ももらっている。

基本的には公益的があり森林を守っていく必要があるが、全ての森林を公社から切り離さずにはできないということだと思うので、ご意見をいただいて、県として方針を考えたい。

(委員長)

今日結論は出ないが、いずれ事務局が国レベルで検討している長期的な試算評価を見た上で、収益性が全然見込めない部分と、多少は可能性がある部分とに分けて対応していく、また、経営の組織の在り方を見直し、可能な限り効率的な経営事業方法を考えるという方向で、検討していくことになると思う。

(3) 中間報告書の修正について

○事務局より中間報告書修正案を委員長へ提出。修正部分を委員長が説明

(委員長)

中間報告書の修正については、この内容で県に渡し、「てにをは」に係わる表現上の部分は、事務局と私の責任で、手を加えることとしたい。

(事務局)

本日中間報告として、「抜本的な経営改革等を実施することを前提に、存続させる」という基本方針とともに、「速やかに対応すべき公社経営改革策」として

- (1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還
- (2) 運営体制の見直し
- (3) 事業執行方法の見直し

の3点を取りまとめていただいた。

中間報告は、9月の議会等にも報告をさせていただきながら、不採算林に係る有利子負債の繰上償還を始めとして、速やかに対応すべき公社経営改善策は、当委員会の意見を踏まえて、早急に対応していけるところから対応していきたいと考えている。

委員の皆さまには改革プランの策定に向け、引き続きご協力をいただきたい。

策定していただく「改革プラン」の下に抜本的に経営改革に努めるとともに、公社問題の改革は本県だけの努力ではとても対峙できる問題ではないため、他県との連携をより一層強化しながら、国に対しても公社への支援策の提言を積極的に行い、その支援策の実現に向けて努力をしていきたいと考えている。

(事務局)

「改革プラン」については、今回の各委員さんのご意見を踏まえ、今後、「改革プラン」作成の両委員にご相談をさせていただきながら、議論をさせていただきたいと考えている。

(4) その他

(事務局)

新しい会計基準が定まらない限り長期的な試算評価の数字が出てこないため、新しい会計基準が整い次第、次回のご案内をさせていただきたい。